



野村證券がデジタルアーツ<2326>株式の大量保有報告書を提出



東証1部のデジタルアーツ<2326>について、野村證券が12月4日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「証券業務に係る商品在庫として保有している。」によるもの。

報告書によると、野村證券のデジタルアーツ株式保有比率は、5.45%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年11月30日。